**事　務　事　業　執　行　概　要**

健　康　推　進　室　　健　康　づ　く　り　課

総　務　・　歯　科　・　栄　養　グ　ル　ー　プ

1　口腔衛生対策事業

予　算　額　　１，８６９千円

決　算　額　　　　７６０千円

口腔衛生対策として、市町村等が実施する歯科保健事業の充実と一般府民に対する啓発普及を目的とした事業を実施した。

(1) 啓発普及事業

①　よい歯のコンクール　（事務事業の見直しにより休止）

令和元年度中に３歳児歯科健康診査を受診した幼児とその親を対象とし、親と子がそろってよい歯の保持者である者を選抜表彰し、母子歯科保健の普及・向上を図り、併せて一般府民の歯科保健の普及・向上を図ることを目的として、大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・枚方市・吹田市・（一社）大阪府歯科医師会と共催で実施するもの。

②　生涯歯科保健推進事業

生涯を通じた歯科保健の充実のため、地域歯科保健活動の要となる歯科医師が中心となり、府民の口腔保健の維持向上に努めるなど、活動の改善、充実を図る事業を実施した。

2　大阪府歯科口腔保健計画推進事業

予　算　額　　４，４３６千円

決　算　額　　３，４７９千円

「大阪府歯科口腔保健計画」の推進にあたり、健康づくり課内に口腔保健支援センターを設置し、府内の歯科口腔保健に関する実態調査を実施するとともに、歯科口腔保健対策が効果的に実施されるよう市町村健康づくり担当者等を対象とした研修会を実施した。

3　障がい児（者）歯科診療事業

　　予　算　額　４４，９１２千円

決　算　額　４４，５７５千円

(1) 障がい児（者）歯科診療事業の委託

障がい児（者）の歯科診療を大阪市と共同で（一社）大阪府歯科医師会に委託した。

　　　　　　診療日数　　　１４０日（年間延べ）

　　　　　　診療延人数　　　２，７６７人

(2) 障がい児（者）歯科診療施設の補助

障がい児（者）の歯科診療を行う府内の医療機関等に対し、人件費補助を行った。

○根拠法令等

大阪府障がい児者歯科診療施設補助金交付要綱

　　　　　 実施施設　　８施設

　　　　　 診療日数　　１，２６２日（年間延べ）

4　８０２０運動推進特別事業

予　算　額　　２，０４０千円

　　　　　決　算　額　　２，０００千円

８０２０（８０歳で２０本以上自分の歯を保つ）達成者増加を目的に、府民へ健康教育を行う市町村職員の歯科にかかる専門性を高める「市町村職員歯科コーチングスキル向上事業」を（一社）大阪府歯科医師会に委託し実施した。

5　障がい者施設歯科口腔保健推進事業　（事務事業の見直しにより延期）

予　算　額　　―　　円

決　算　額　　―　　円

障がい者の口腔衛生管理の向上、口腔機能の維持・回復を図るため、障がい者施設職員を対象とした口腔保健活動の手引きを活用し、障がい者入所施設における口腔衛生管理担当者の技術向上を目的とした研修会を、大阪口腔衛生協会に委託し実施するもの。

6　夜間緊急歯科診療体制確保事業

予　算　額　　１６，０００千円

決　算　額　　１６，０００千円

夜間緊急時における歯科診療体制の確保を図るため、「夜間緊急歯科診療体制確保事業」を行う（一社）大阪府歯科医師会に対して補助を行った。

　　　　　　診療日数　　 ３６５日（年間延べ）

　　　　　　患者数　　 ３，７８３人（年間延べ）

7　歯科医療安全管理体制推進事業

予　算　額　　７７３千円

決　算　額　　４８５千円

安全で安心な歯科医療提供体制を整備するため、歯科診療所における医療安全管理に関する手引きの作成、歯科医療安全に関する啓発を（一社）大阪府歯科医師会に委託して実施した。

8　医科歯科連携推進事業（地域医療介護総合確保基金事業）　（事務事業の見直しにより延期）

　　　　　　　　　　　　　予　算　額　　―　　円

決　算　額　　―　　円

がん診療拠点病院における医科歯科医療連携を推進するため、医科歯科連携推進室（人材育成、広域調整、歯科医療機関調査等を実施）の設置、病院への地域医科歯科連携推進員（歯科医師・歯科衛生士）の派遣、医師や病院スタッフ向け研修会の実施を（一社）大阪府歯科医師会に委託し実施するもの。

9　在宅療養者経口摂取支援チーム育成事業（地域医療介護総合確保基金事業）

（事務事業の見直しにより延期）

予　算　額　　―　　円

決　算　額　　―　　円

在宅療養者への経口摂取支援対応が可能な歯科医師・歯科衛生士の養成を図るため、（一社）大阪府歯科医師会に対し、研修実施に係る経費の一部に対し補助を行うもの。

10　要介護者口腔保健指導推進事業（地域医療介護総合確保基金事業）

（事務事業の見直しにより延期）

予　算　額　　―　　円

決　算　額　　―　　円

高齢者の低栄養予防、誤嚥性肺炎の予防、フレイル（身体機能の虚弱）予防及び身体機能の維持・向上を図るため、（一社）大阪府歯科医師会に対し、高齢者施設（デイサービス施設等）職員等のための研修実施に係る経費の一部に対し補助を行うもの。

11　歯科衛生士法・歯科技工士法に係る事務

予　算　額　　４２０千円

決　算　額　　３８４千円

歯科衛生士法・歯科技工士法に基づき、養成所の指定・監督に係る業務及び従事者届に係る業務を行った。

12　災害時歯科保健医療提供体制整備事業

予　算　額　　１０，０００千円

決　算　額　　１０，０００千円

災害時の歯科保健活動に必要な器具・器材整備に対し補助を行った。

13　国民健康・栄養調査　（事務事業の見直しにより休止）

予　算　額　　―　　円

決　算　額　　―　　円

健康づくり及び栄養指導の根拠となる府民の健康・栄養状況を把握するために、調査を実施するもの。

　　○根拠法令　健康増進法第１０条～第１６条、第３６条

14　食生活改善地域推進事業　（事務事業の見直しにより休止）

　　　予　算　額　　―　　円

決　算　額　　―　　円

食育の府民運動の重要な担い手である食生活改善推進員の質の高い活動を維持、発展させるため、食生活改善推進員の育成支援を行った。

15　食育推進事業

予　算　額　　２，５０９千円

決　算　額　　　　７０５千円

(1) 地域の特性を踏まえた食育推進事業

関係機関とのネットワークを活用し、若い世代への食育を進める上での地域の優先的な課題の把握、地域の特性を踏まえた取組みを推進する仕組みづくりを行い、府民の食生活の改善を図った。

連携機関　　市町村　３２市町村

高校　　　１校

　　　　　　　　　　　大学　　１８校

(2) 健康的な食環境整備事業

給食施設の巡回指導等を活用し、学生食堂・従業員食堂等でのV.O.S.メニューの提供促進や朝食摂取等の若い世代の食生活の課題に応じた取組みを推進するとともに、外食・中食での「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店の拡大、V.O.S.メニューの提供拡大を推進した。また、令和３年２月からは、プレV.O.S.ロゴマークの使用承認を開始した。

　　　　　健康づくり応援団の店の数　　　　　１３，８２３店舗（うち令和２年度新規２３２店）

V.O.S.メニューロゴマーク使用承認数　　　３８８件　（うち令和２年度新規１５５件）

プレV.O.S.使用承認数　　　　　　　　　　２５１件

16　栄養士法等関係事業

予　算　額　　３，５３３千円

決　算　額　　１，４１９千円

(1) 給食施設に対する指導

①　給食施設に対する栄養指導

　 給食施設に対し個別に巡回指導を行うとともに､集団指導を実施し､給食内容の向上に努めた。

個別指導　　　　　　　　　　　　　　１，３８７施設

　　　　　集団指導　　　　　　１５回　　　　　　　４２９施設

②　特定(集団)給食研究会の育成

給食施設が相互に研究活動を行い、自主的に給食内容の改善と向上を図れるよう、保健所において組織の育成を行った。

　　　　　開催回数　　　　　　　　　７３回

　　　　　参加施設数　　　　　１，６６９施設

③　給食施設数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年３月末現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  　区　　　　　分 | 特　定　給　食　施　設 | その他の給食施設 |  　合　計 |  |
|  |  |  |  |
|  施　設　数 |  　小　計 |  施　設　数 |  　小　計 |
| 管理栄養士あるいは栄養士のいるもの | ８３３ | １，２１５ | ２６９ | ４７３ | １，６８８ |
| 栄養士のいないもの | ３８２ | ２０４ |

　　　　　大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、寝屋川市を除く

○根拠法令　健康増進法第１８条～第２４条

④　管理栄養士必置特定給食施設指定数　　　　　　　　　　　　　（令和３年３月末現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学校 | 病院 | 社会福祉施設 | 事業所 | 自衛隊 | 一般給食ｾﾝﾀｰ | その他 | 合計 |  |
| 厚生労働大臣の指定基準該当施設数 | ６ | ３９ | １ | １６ | １ | １５ |  ０ | ７８ |

　　　　　大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、寝屋川市を除く

○根拠法令　健康増進法第２１条第１項

(2) 特別用途食品関係及び食品表示（栄養関係）等指導

　①　食品表示（栄養関係）等に係る指導

個別指導　　　１２件

集団指導　　　　０件

○根拠法令　健康増進法第６１条～第６８条

②　健康食品関係施設への合同監視

　　 監視施設数　　 １２施設

　　　 監視品目数　　１７７品目

(3) 栄養士関係事務

① 栄養士免許　　（令和３年３月末現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 大阪府交付栄養士免許所持数 |   |
| ７７，８４７人（＋１，２９７人） |

免許及び訂正等交付数（令和３年３月末現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 免　　　　　許 | 訂　正　交　付 | 再　　交　　付 | 訂　正　再　交　付 |  |
| １，２９７ | ４７３ | ４０ | ４５ |

② 大阪府経由の管理栄養士登録数（令和３年３月末現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管理栄養士数 |  　　　　　　　　資　　　　　　　　格 |  　　 |
|  |  |  |
|  　　試験合格 | 附則特例 | 養成施設卒業者 |
| １７，９４２人 (＋７９２人) | １６，３３５人（＋７９２人） | ２９６人 | １，３１１人 |
|  |  |  |  |  |

○根拠法令　栄養士法第２条～第５条の５

③ 行政栄養士の研修

年間研修計画にもとづき、保健所等の行政栄養士に対して最新の栄養学等に関する知識の習得及び栄養指導技術の向上に努めるとともに、健康づくり全般にわたるコーディネーターとしての資質向上を図るため研修を行った。

　　　　　　回数　　　　　　　２回

　　　　　　延受講者数　　１６３人

④ 公衆栄養臨地実習生に対する指導

栄養士法に基づく「管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外学習要領」において、「公衆栄養学」にかかる臨地実習が義務付けられていることから、保健所設置市と連携し、大阪府内管理栄養士養成施設学生の指導を行った。

養成施設数　　　　７校

実習者数　　　３７５人